

## 東京都板橋区社会的養護自立支援事業実施要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、里親等への委託、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は、20歳）に到達したことにより措置を解除されたものについて、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う東京都板橋区社会的養護自立支援事業（以下「本事業」という。）を予算の範囲内で実施することにより、その者の将来の自立に結び付けることを目的とする。

(本事業を利用することができる者)

第2条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、前条に規定するもののうち、次のいずれかに該当する者であり、かつ、措置解除後も特に支援の必要性が高く支援の継続が必要と東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「所長」という。）が判断する者であって、措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。ただし、疾病等やむを得ない事情による高等学校等の休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、その者の卒業まで引き続き支援を行う。

- (1) 児童養護施設若しくは児童自立支援施設を退所した者又は小規模住居型児童養育事業者若しくは里親への委託を解除された者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以上義務教育修了児童等を除く。）
- (3) 法第23条第1項の規定による母子保護の実施を行った者で、退所した者（保護者を含む。）

(本事業の内容)

第3条 本事業の内容は、次の事項に係るものとする。

- (1) 対象者に係る継続支援計画の作成（次号から第5号までのいずれかの事項に係る支援を受ける場合に限る。）
- (2) 対象者の居住に関する支援
- (3) 対象者に対する生活費の支給
- (4) 対象者が学習等に要する費用の支給
- (5) 対象者の一人暮らし体験に関する支援（自立後生活体験支援）

(継続支援計画の作成)

第4条 前条第1号に掲げる対象者に係る継続支援計画の作成には、次に掲げる

事項を記載するものとする。

- (1) 対象者の支援上における課題
- (2) 前号の課題解決のための支援目標
- (3) 目標達成のための具体的な支援内容及びその方法
- (4) 本事業において対象者に実費（食事の提供に要する費用その他日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用）を負担させる場合は、その金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める事項

2 継続支援計画は、対象者が前条第2号に掲げる居住に関する支援の申込書を提出する際に、施設等及び東京都板橋区子ども家庭総合支援センターで連携して作成し、これを所長が承認することとする。

（居住に関する支援）

第5条 第3条第2号に掲げる対象者の居住の支援は、次の事項について行うこととする。

- (1) 里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び寮、寄宿舍等における居住の場の提供
- (2) 食事の提供その他の日常生活上の支援、金銭管理の指導及び自立に向けた生活相談

2 前項の支援を希望する対象者は、申込書（別記第1号様式）を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の規定により申請があった時は、支援実施の可否を決定し、次に掲げるとおり通知しなければならない。

- (1) 支援を実施する場合は、対象者には実施決定通知書（別記第2号様式）により、施設等には実施決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知しなければならない。
- (2) 支援を実施しない場合は、対象者に実施不承諾通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

4 所長は、支援の実施を終了するときは、対象者には実施終了決定通知書（別記第5号様式）により、施設等には実施終了決定通知書（別記第6号様式）によりそれぞれ通知しなければならない。

5 居住に関する支援に要する費用の支弁方法は、別に定めるところによる。

（対象者に対する生活費の支給）

第6条 第3条第3号に掲げる対象者に対する生活費の支給は、同項第2号に掲げる対象者の居住の支援を行う場合に併せて行う。

2 区長は、対象者が就学又は就労している場合は、第4条第1項第4号に規定する費用について、対象者の同意を得た上で、対象者に負担させることができ

る。

3 区長は、対象者に前項の規定により、費用を負担させる場合は、対象者から施設等に支払わせることとし、施設等に当該費用を適正に処理させるとともに、これに関連する諸帳簿を整備させなければならない。

4 生活費の支給額及び支給の方法については、別に定めるところによる。

(対象者が学習等に要する費用の支給)

第7条 第3条第4号に掲げる対象者が学習等に要する費用の支給は、同条第2号又は第3号に掲げる事項に係る支援を受けている対象者に対して、次の表の左欄に掲げる費用を、同表の中欄に該当する者に対し支給することとし、その費用は同表の右欄のとおりとする。

費用名	対象者	対象費
(1) 特別育成費（基本分）	高等学校に在学している者及び高等学校第一学年として新たに入学するもの	高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等
(2) 特別育成費（資格取得等特別加算）	高等学校第三学年の者	就職又は進学に役立つ資格の取得又は講習等の受講をするために必要な経費
(3) 特別育成費（補習費）	高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍しておらず、かつ、就労していない者であって大学等への進学を希望する者	学習塾等の利用に係る経費
(4) 特別育成費（補習費特別分）	前号に掲げる者のうち特別な配慮を必要とすると区長が認めたもの	個別学習支援等の利用に係る経費
(5) 就職支度費（一般分）	就職することとなった者	就職に際し必要な寝具類、被服類等に係る経費
(6) 就職支度費（特別基準分）	前号に掲げる者のうち保護者のいない（死亡あるいは行方不明である）者又はこれに準ずる者であると区長が認めたもの（公的年金給付（児童扶養手当法（昭	就職に際し必要な住居費、生活費等

	和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう。)の受給者である者を除く。)	
(7) 大学進学等自立生活支度費(一般分)	大学等へ進学することとなった者(過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。)	進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入に係る経費
(8) 大学進学等自立生活支度費(特別基準費)	前号に掲げる者のうち保護者のいない(死亡あるいは行方不明である)者又はこれに準ずる者であると区長が認めたもの(公的年金給付(児童扶養手当法第3条第2項の公的年金給付をいう。)の受給者である者を除く。)	進学に際し必要な住居費、生活費等

2 前項の費用の支給の方法については、別に定めるところによる。

(自立後生活体験支援)

第8条 第3条第5号に掲げる対象者の一人暮らし体験に関する支援(自立後生活体験支援)は、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び寮に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう、居住する場の敷地外の通常的生活に必要な設備を有するアパート等の賃借に係る費用を支給することとする。

2 前項の支援の期間は、1年間を限度とする。

3 第1項の支援を希望する対象者は、申込書(別記第7号様式)を所長に提出しなければならない。

4 所長は、前項の規定により申請があった時は、支援実施の可否を決定し、次に掲げるとおり通知しなければならない。

(1) 支援を実施する場合は、対象者には実施決定通知書(別記第8号様式)により、施設等には実施決定通知書(別記第9号様式)によりそれぞれ通知しなければならない。

(2) 支援を実施しない場合は、対象者には実施不承諾通知書(別記第10号様式)により通知しなければならない。

5 所長は、支援の実施を終了するときは、対象者には実施終了決定通知書(別記第11号様式)により、施設等には実施終了決定通知書(別記第12号様式)によりそれぞれ通知しなければならない。

6 自立後生活体験支援に要する費用の支弁方法は、別に定めるところによる。  
(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に東京都養育家庭等自立援助事業補助要綱（平成25年1月24日付け24福保子育第1762号）により決定を受けている支援の実施は、この要綱により決定を受けたものとみなす。

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施申込書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

（申込者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

措置（委託）解除後、社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施を受けたいので、次のとおり申し込みます。

居住を希望する 里親・施設等の名称	名 称	
	所 在 地	
就 学 の 状 況		
就 労 の 状 況		
居住を希望する理由		
措置（委託）解除日 （支援開始日）		年 月 日
保 護 者	氏 名	
	居 住 地	
備 考		

- 1 「居住を希望する理由」欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 2 「備考」欄については、健康状況等支援の実施にあたり参考となるべき事項を記入してください。

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施決定通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたから申し込みのありました社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施について、次のとおり決定します。

支援対象者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 歳
保 護 者 居 住 地		
居住する 里親・施設等の 名称	名 称	
	所 在 地	
居 住 開 始 の 時 期		年 月 日から
支 援 の 実 施 理 由		
備 考		
担 当 児 童 福 祉 司		

- 1 社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施が適当と認められなくなった場合には、支援の実施を終了します。

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施決定通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施について、次のとおり決定しました。

実施対象者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
	委 託 年 月 日	年	月	日
	就 労 の 状 況			
	就 学 の 状 況			
保護者	氏 名		続柄	
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
備考				



第4号様式（第5条関係）

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施不承諾通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたから申し込みのありました社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施については、次の理由により承諾できませんので、通知します。

（理由）

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施終了決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたについて、 年 月 日付けで決定した社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施を次のとおり終了することとしたので、通知します。

支援対象者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 歳
居住する 里親・施設等の 名称	名 称	
	所 在 地	
終 了 年 月 日	年 月 日	
終了の理由及び内容		
備考		

社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）実施終了決定通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

年 月 日付けで決定した社会的養護自立支援事業（居住に関する支援）の実施について、次のとおり終了することとしたので、通知します。

対象者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
保護者	氏 名		続柄	
	居 住 地			
終了年月日	年	月	日	
終了の理由及び内容				
備考				

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施申込書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

（申込者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施を受けたいので、次のとおり申し込みます。

居住を希望する アパート等の名称	名 称	
	所在地	
就 学 の 状 況		
就 労 の 状 況		
自立後生活体験支援 を 希 望 す る 理 由		
支 援 開 始 日		年 月 日
保 護 者	氏 名	
	居 住 地	
備 考		

- 1 この申込書は、申込者が次の点に注意し記入の上、児童相談所に提出してください。
- 2 居住を希望するアパート等の配置図、平面図、賃貸契約書等の資料を添付してください。
- 3 「自立後生活体験支援を希望する理由」欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 4 「備考」欄については、健康状況等、支援の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施決定通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたから申し込みのありました社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施について、次のとおり決定します。

支援対象者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 歳
保 護 者 居 住 地		
居住地	名 称	
	所 在 地	
居 住 開 始 の 時 期		年 月 日から
支 援 の 実 施 理 由		
備 考		
担 当 児 童 福 祉 司		

- 1 社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施が適当と認められなくなった場合には、支援の実施を終了します。

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施決定通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施について、次のとおり決定しました。

実施対象者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
	委 託 年 月 日	年	月	日
	就 労 の 状 況			
	就 学 の 状 況			
保護者	氏 名			続柄
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
備考				

第 10 号様式（第 8 条関係）

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施不承諾通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたから申し込みのありました社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施については、次の理由により承諾できませんので、通知します。

（理由）

社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施終了決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

あなたについて、 年 月 日付けで決定した社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施を次のとおり終了することとしたので、通知します。

支援対象者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 歳
居住地	名 称	
	所 在 地	
終 了 年 月 日	年 月 日	
終了の理由及び内容		
備考		



社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）実施終了通知書

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター所長

年 月 日付けで決定した社会的養護自立支援事業（自立後生活体験支援）の実施について、次のとおり終了することとしたので、通知します。

対象者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生 歳
	居 住 地			
保護者	氏 名		続柄	
	居 住 地			
終了年月日	年	月	日	
終了の理由及び内容				
備考				